新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した方へ（お知らせ）

次の要件を満たす方は、申請により保険料が減免される場合があります。

※対象保険料：令和４年４月から令和５年３月の間に納期を迎えるもの

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した。

いいえ → 対象外

はい ↓

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡した。又は、１カ月以上の入院を要する傷病を負った。

はい → **コロナに感染した月から令和５年３月までの保険料が全額免除になります。**

いいえ → ②の要件へ！

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件の両方に該当する。

Ⅰ　事業収入のいずれかが、前年の当該事業収入等の額に比べ30%以上減少した。

Ⅱ　減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下である。

はい ↓

いいえ → 対象外

次の計算式により、減免額を計算します。

減免対象保険料額（A×B÷C）に減免割合（D）をかけた金額

A	第１号被保険者の保険料額	
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額	
C	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	
D	世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合	100%
	Cが210万円以下の場合	100%
	Cが210万円超の場合	80%

【具体例】同居の主たる生計維持者（子）の商店の事業収入が激減した場合。

A＝55,200円（保険料段階：第５段階の場合）

B＝400万円（商店の事業収入に係る前年の所得）

C＝500万円（B＋不動産収入に係る前年の所得100万円）　D＝80%

減免対象保険料額は、55,200円×400万円÷500万円＝44,160円

44,160円×減免割合（80%）＝35,328円≒35,330円

◎減免の対象となるか等、申請の詳細については、担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先：白井市福祉部高齢者福祉課　介護保険係

TEL：047-492-1111（代表）　047-497-3473（直通）